

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和3年11月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 アクロスプラザ長岡B街区  
所在地 長岡市四郎丸町字沖田240番地1 外  
設置者 J A三井リース建物株式会社
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）株式会社トップカルチャー 代表取締役 清水 秀雄  
（変更後）株式会社トップカルチャー 代表取締役 清水 大輔
- 3 変更年月日  
令和3年1月15日
- 4 変更の理由  
小売業者の代表者に変更が生じたため
- 5 届出年月日  
令和3年10月27日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課  
（なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間  
令和3年11月5日から令和4年3月5日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
地域産業振興課 小規模企業支援係  
電 話 025-280-5235  
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp